

青梅市選挙管理委員会告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項および第86条第1項ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による青梅市における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和8年6月1日

青梅市選挙管理委員会

36,826